

第三者行為届出時の提出書類一覧

提出書類		書類を記入していただく方		備考
		被保険者 (ケガをした方)	第三者 (相手方)	
①	第三者行為による 傷病届	○		届出者は世帯主名で記入してください。
②	同意書	○		・被保険者が記入してください。ただし、未成年の場合は親権者が記入してください。
②	事故発生状況報告書	○		・届出者の署名又は記名・押印をお願いします。
④	誓約書		○	・やむをえず相手方の署名を得られない場合は、空白部分に「入手不可」と記入のうえ提出してください。
⑤	交通事故証明書 原本または写し(原本照合印 が必要)	/		<ul style="list-style-type: none"> ・原本は自動車安全運転センターで交付を受けられます(要手数料)。交付申請用紙は警察署等にもございます。 ・写しを提出する場合は、保険会社による原本照合の押印が必要です。
	人身事故証明書入手 不能理由書	○	○ 〔相手方 または 目撃者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故証明書に被保険者名が記載されていない場合、または交通事故証明書右下の照合記録簿種別欄が「物件事故」となっている場合に提出が必要です。 ・相手方や事故の目撃者に記入していただく書類ですが、やむをえず署名を得られない場合は、被保険者が記入してください。

※ 他人の行為により負傷したとき、過失割合にかかわらず負傷した人を“被害者”、負傷させた人を“加害者(第三者)”といいます。また、第三者によって負傷させられる行為のことを“第三者行為”といいます。

〔第三者行為の例〕 : 交通事故、暴力行為、他人の飼い犬による噛みつき 等

※ 第三者行為による傷病の治療の際に国民健康保険証を使用する場合は、国民健康保険法施行規則第 32 条の 6 により届出が義務付けられています。また、この届出は保険会社が代理ですることもできます。

【ご提出・お問い合わせ先】

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1
桜井市役所 保険医療課 保険年金・徴収係
TEL : 0744-42-9111 (内線 2762・2763)